



第11章 退職するとき

退職に伴う手続等

担当
部署

医療保険課
資格担当



03-5320-7324・7325
(内線57-221~7)



S9000064@section.metro.tokyo.jp

1 | 組合員資格喪失の手続（資格喪失届の提出、証の返納）

組合員は退職すると、その翌日から当共済組合の組合員資格を失います。速やかに所属所（勤務先）に、組合員証のほか全ての証（被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等）を添えて「**組合員資格喪失届**」を提出してください。共済組合の資格を喪失したときは、組合員証・組合員被扶養者証等を遅滞なく共済組合に返納しなければならないことが法令で定められています。

また、退職後は、速やかに新たな健康保険に加入してください。この手続を行わない場合は、医療費等は全額自己負担となります。

なお、引き続き治療を受ける方は、新たな保険証を医療機関等の窓口で提示して、保険証が変わったことを必ず申し出てください（被扶養者も同様です。）。この申出をしないと、医療機関等で行う医療費請求事務に混乱をきたし、関係機関に大変な迷惑を掛けることとなりますので注意してください。

資格喪失日（退職日の翌日）以降、医療機関等で組合員証等を使用した場合は、後日その医療費を返還していただくことになります。その場合、手続が遅くなると、本来医療費を負担すべき保険者から医療費が受け取れないなど、組合員の不利益となる場合があります。

なお、不正に組合員証を使用すると、刑事処分・行政処分の対象となることがあります。

2 | 短期給付に係る給付金の預金口座の届出について

担当
部署

医療保険課
給付担当



03-5320-7326 (内線57-231~5)



S9000064@section.metro.tokyo.jp

在職中に口座を届け出していない方、及び登録した口座を変更される方は、所定の**口座振込依頼書**により届出をお願いします。

短期給付の給付金は、在職中に発生した事由であっても、支給は退職後になる場合があります。この場合、在職中に当共済組合へ届出していた口座に振り込みます。口座を届け出でなかったり、届け出た口座を廃止（解約）されたりすると、給付金を振り込めません。

なお、給付金が発生したときは、事前に「医療給付金等決定兼支払通知書」（圧着式ハガキ）を届出の住所に送付したうえで、前記の指定口座に振り込みます。

任意継続組合員の方も、当共済組合からの給付金が生じる期間については、同様に変更があった場合（通知送付先の変更を含む。）、速やかに連絡をお願いします。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

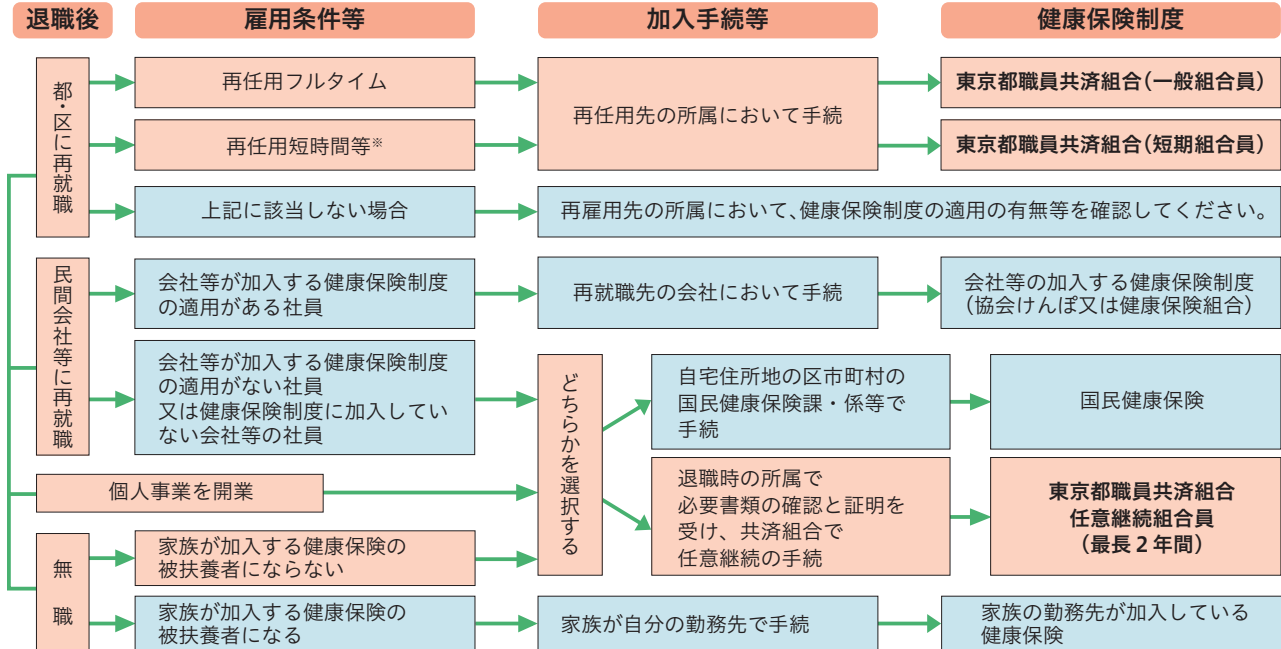
退職後の健康保険制度

担当 医療保険課
部署 資格担当

☎ 03-5320-7324・7325
(内線57-221~7)

✉ 59000064@section.metro.tokyo.jp

退職後は、就職状況等に応じた健康保険制度に加入することとなります。



※ 再任用短時間等職員が短期組合員となるには、一定の要件を満たす必要があります。

1 | 各保険制度の特徴

	東京都職員共済組合の 任意継続組合員	国民健康保険	家族が加入する 健康保険の被扶養者
加入手続	退職時の所属を経由して手続をしてください。	退職後、原則14日以内に居住地の区市町村の窓口で手続をしてください。	退職後、家族が加入する健康保険組合で手続をしてください(詳細は各健康保険組合に確認してください)。 * 収入要件など各種健康保険組合の被扶養者の条件に該当していることが必要です。
掛金	退職時の標準報酬月額に基づき算出されます。 * 退職1年目も2年目も、退職時の標準報酬月額に基づき算出されます。 * 今までの自己負担分にプラスして、事業主の負担分も本人が負担することとなります。	前年の収入等に応じて、区市町村ごとに定めた算出基準に基づいて算出されます。 * 退職1年目と2年目とでは、保険料が大きく変動することがあります。	なし(被扶養者の掛金負担はありません。)
給付等の内容	一部を除き、在職時とほぼ同様の給付を受けることができます。また、施設利用等の福祉事業も利用可能です。	法定給付のみ。都共済で受けられた附加給付の制度はありません(詳細は各区市町村に確認してください)。	家族が加入する健康保険組合によって異なります(詳細は各健康保険組合に確認してください)。

* 再就職先の健康保険の被保険者となる方は、再就職先又は加入する健康保険組合に確認してください。

2 | 任意継続組合員

手続は、所属所（勤務先）の共済事務担当者へ。

1 任意継続組合員とは

退職日まで引き続く組合員期間が1年と1日以上^{*}ある方が希望する場合には、退職日の翌日から19日以内に掛金の払込みを含めた手続を完了することにより、最長2年間、短期給付（介護休業手当金や育児休業手当金等、一部の給付を除く。）及び福祉事業について、在職中と同様の取扱いを受けられるのが、**任意継続組合員**です。

ただし、再就職してその職場に適用されている健康保険（都・区に再就職し、再任用フルタイム又は一定の要件を満たす再任用短時間等勤務の場合は東京都職員共済組合、民間会社等へ再就職の場合は全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）や健康保険組合など）に強制加入となる方は、任意継続組合員にはなれません。

※ 令和4年10月1日施行の法改正に伴う経過措置があります。詳細は所属所（勤務先）の共済事務担当者を確認してください。

2 資格の取得手続等

任意継続組合員になるためには、退職日から20日（退職日の翌日から19日）以内に、第1回目の掛金の払込みを含めて手続を完了させることが必要です。

所属での組合員証交付を希望される場合は退職日の7日前まで^{*}、当共済組合の窓口での組合員証交付を希望される場合は退職日の3日前まで^{*}に、任意継続組合員資格取得申請書などの手続書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して当共済組合に到着するように提出してください。

その後、退職日から20日（退職日の翌日から19日）以内に、交付場所の希望に応じて組合員が所属所又は当共済組合の窓口で掛金払込書を受け取り、第1回目の掛金払込みを行い、払込受領証（領収書）を提示することにより、任意継続組合員証が交付されます。期限までに手続ができない場合は、任意継続組合員の資格を取得できませんので注意してください。

※ 土・日・祝日、年末年始を除く。

◆ 掛金の払込方法

毎月払いと前納払い（半年払い・年払い）とがあります（半年払い・年払いには前納割引があります）。取得手続時に選択してください。

3 年度末退職者の事前受付による資格取得手続

年度末退職者については、任意継続加入申請・交付手続が集中するため、提出期限や任意継続組合員証交付開始日が上記と異なります（申請書類を2月下旬までに提出した場合は所属所交付、3月以降の提出の場合は共済組合が指定する交付方法となります。）。

毎年1月中旬頃、各所属宛てに年度末退職者の手続方法について案内しますので、詳細は所属所（勤務先）の共済事務担当者を確認してください。

なお、掛金の払込みは、4月19日（土・日の場合はその前日）までに行わないと、任意継続組合員になれませんので注意してください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

4 資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、任意継続組合員の資格を失います。

- Ⓐ 任意継続組合員となった日から2年を経過した日（期間満了）
- Ⓑ 再就職等により新たに健康保険等の被保険者となったときは、その健康保険の資格を取得した日
- Ⓒ 任意継続組合員が死亡したときは、死亡日の翌日
- Ⓓ **掛金を払込期限までに払い込まなかったときは、払込期限の翌日**
- Ⓔ 国民健康保険に加入したり、家族の被扶養者になるために任意脱退したりするときは、任意継続組合員資格喪失申請書を提出した月の翌月の1日

○ 任意継続組合員としての資格がなくなった場合には、速やかに当共済組合に資格喪失の手続きをしてください（2年を経過したとき（期間満了）は手続きはありません。期間満了日の半月程度前に任意継続組合員資格喪失通知を送付しますので、期間満了後に組合員証等のみ返却してください。）。

なお、資格喪失の手続きについては、当共済組合（医療保険課資格担当）にお問合せください。

○ 資格を喪失した場合は、組合員証のほか全ての証（被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等）を速やかに返却してください。なお、資格喪失後、任意継続組合員証を使用し、医療機関等で診療を受けた場合は、後日その費用を返還していただくこととなります。

● 注意事項 ●

払込期限までに掛金を払い込まなかった場合は、自動的に任意継続組合員の資格を失います。

◆ 任意継続組合員月額掛金計算表（令和4年度）

任意継続組合員の掛金等は、退職されたときの標準報酬月額^{※1}に掛金率を乗じた額となります。

任意継続掛金率 **0.0754**^{※2}
 介護掛金率 **0.0180**^{※3}（40歳以上65歳未満の任意継続組合員のみ）

退職時標準報酬月額 ^{※1}	種別	月額掛金
440,000円以上	任継	$440,000 \times 0.0754 = 33,176$ 円 ^{※4}
	介護	$440,000 \times 0.0180 = 7,920$ 円 ^{※4}
440,000円未満	任継	退職時標準報酬月額 $\times 0.0754 =$ 「月額掛金」 ^{※4}
	介護	退職時標準報酬月額 $\times 0.0180 =$ 「月額掛金」 ^{※4}

※1 算定の基礎となる標準報酬月額には、限度額が設けられています。限度額は毎年算定されます（令和4年度の限度額は440,000円です。）。

※2・※3 掛金率は毎年算定されます。記載の掛金率は令和4年度のものであります。

※4 円未満切捨て。

退職後の短期給付

担当
部署医療保険課
給付担当

☎ 03-5320-7326 (内線57-231~5)

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

退職後の短期給付は次のとおりです。

		退職後	
		任意継続組合員	組合員資格喪失
保健給付	出産費・家族出産費	対象	(※1)
	埋葬料・家族埋葬料	対象	(※2)
	上記以外の保健給付 (療養の給付、高額療養費等)	対象 (現職組合員と同様の給付)	対象外
休業給付	傷病手当金	(※3)	
	出産手当金	(※4)	
	介護休業手当金	対象外	
	育児休業手当金	対象外	
	休業手当金	対象外	

給付の種類	給付基準	参照ページ
(※1) 出産費・ 家族出産費	退職のときまで引き続き1年以上組合員であった方が、資格喪失後6か月以内に出産した場合、出産費を支給します。 ただし、退職後、出産するまでの間に他健康保険の被保険者の資格を取得したときは、当組合からの出産費は対象外です。 組合員の資格喪失後における家族出産費は、給付対象外です。	第4章「出産費・家族 出産費（地方公務員等 共済組合法第63条）」 参照
(※2) 埋葬料・ 家族埋葬料	組合員が資格喪失後3か月以内に死亡したときは、埋葬料を支給します。 ただし、退職後死亡するまでの間に、他の共済組合、又は健康保険の資格を取得した場合は、新規に加入した保険で同様の給付が受けられますので、当組合からの埋葬料は対象外です。 組合員の資格喪失後における家族埋葬料は、給付対象外です。	第5章「葬儀を行った とき」参照
(※3) 傷病手当金	退職のときまで引き続き1年以上組合員であった方が、退職時に傷病手当金を受けている場合（退職の時点で既に待期間を経過しており、勤務ができなくなっているが、報酬との調整により手当金が支給されていない場合を含む）には、継続して支給されます（法定給付のみ）。 ただし、その方が他の組合の組合員の資格を取得したときは、対象外です。	第1章「病気や負傷 のために休業したとき (傷病手当金)」参照
(※4) 出産手当金	退職後に出産した場合は対象外です。 ただし、組合員期間が1年以上あり、退職時に既に出産手当金を受給している方は、引き続き支給対象となります。	第4章「出産のため休 業したとき」参照

組合員資格喪失後の保養施設等の利用

担当
部署

厚生課
保養担当

☎ 03-5320-7386 (内線57-341~3)

✉ S9000065@section.metro.tokyo.jp

都共済の保養施設等については、組合員（再任用フルタイム、任意継続組合員を含む。）資格の喪失後も、「共済施設利用証」の提示により利用できます。施設概要は、都共済ホームページや当ハンドブックのほか、「共済施設利用証」送付時に同封する「宿泊施設と清瀬運動場のご案内」をご覧ください。

「共済施設利用証」は、3月末で組合員資格を喪失される方には5月末頃までに、ご自宅にお届けします^{*}。ご利用の際は必ず「共済施設利用証」を持参し、施設のフロント等に提示してください。

◆ 利用できる施設

施設	利用料金	施設概要・予約方法等
保養施設 箱根路開雲	準組合員料金	第7章「保養施設（箱根路開雲）」参照
総合保健施設 アジュール竹芝 (ホテル・健診センター)		第7章「総合保健施設（アジュール竹芝）」参照
直営体育施設 清瀬運動場	組合員料金	第6章「直営体育施設（清瀬運動場）」参照
他の公務員共済組合等の宿泊施設	各施設による	第7章「その他の事項」参照

● 注意事項 ●

- 以下の施設は、組合員資格の喪失後に利用することはできません。
 スポーツクラブ（委託体育施設）（第6章参照）
 夏・冬の保健施設（借上施設）、リフレッシュ施設（借上施設）（第7章参照）
- 組合員資格の喪失前に作成したカードでご利用いただくことはできません。

※「共済施設利用証」の送付対象について

都共済の組合員期間を10年以上有した方で、組合員資格喪失時に50歳以上の方が送付の対象となります。



退職派遣者になったとき

特定法人（株式会社）等への退職派遣者は、長期給付事業（年金）についてのみ都共済の適用を受ける継続長期組合員となり、短期給付事業及び福祉事業は適用されません（派遣先の健康保険等の事業が適用されます。）。このため、当共済組合の保養施設及び体育施設等を、組合員として利用することができなくなります。

ただし、都の職員で特定法人（株式会社）への退職派遣者になった方については、（一財）東京都人材支援事業団（以下「事業団」という。）の行う派遣事業適用職員に対する福利厚生事業として、都共済と同等の給付や事業をご利用いただけます。

1 | 特定法人（株式会社）等への退職派遣者の方

1 事務手続等

派遣時	「 組合員種別変更届 」を提出してください。また、組合員証のほか全ての証（被扶養者証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証等）を、派遣元の所属所（勤務先）共済事務担当者に返却していただきます。
復帰時	「 組合員種別変更届 」を提出してください。また、派遣されたときと同じ被扶養者がいる場合は、「 被扶養者認定申告書 」及び「 退職時加入健康保険証明書 」を提出してください。なお、新たに被扶養者として申告する方がいる場合は、復帰後の所属所（勤務先）で被扶養者の認定手続（第10章参照）をしてください。

* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

2 共済組合施設等の利用

	右記以外の退職派遣者	特定法人への都の退職派遣者
シティ・ホール診療所	一般の保険医療機関としてご利用いただけます。	
保養施設 箱根路開雲（P.76 参照） 総合保健施設 アジュール竹芝（P.80 参照）	準組合員料金でご利用いただけます。	組合員料金でご利用いただけます。
清瀬運動場（P.74 参照）	組合員料金でご利用いただけます。	
夏・冬委託保健施設 リフレッシュ宿泊施設 都内宿泊施設、委託体育施設、 人間ドック、健康相談、健康づくり支援	ご利用はできません。	事業団の会員として、都共済と同等の事業をご利用いただけます。詳細・手続等は次ページを参照してください。

3 貸付金の償還について

従来どおり都共済で実施します。

貸付金の償還方法	一般貸付金及び住宅貸付金の償還については、原則として派遣先団体において借受者から徴収の上、都共済に払い込んでいただきます。
----------	---

4 その他組合員種別等

組合員種別	特定法人（株式会社）への退職派遣者は継続長期組合員となります。
長期給付事業	引き続き適用されます。
「共済だより」及び「共済ハンドブック」	今までどおり配布します。

2 | 都の退職派遣者の方

都の職員で特定法人（株式会社）への退職派遣者になった方については、事業団の行う派遣事業適用職員に対する福利厚生事業として、都共済と同等の給付や事業をご利用いただけます。

詳しくは、事業団発行の「派遣事業適用職員に対する福利厚生事業の手引」（以下「手引」という。）をご覧ください。

＜問合せ先＞ 一般財団法人東京都人材支援事業団 業務部業務課給付担当
電話 03-5320-7447

1 医療等給付事業

事業団に請求の手続をすることによって、給付を受けることができます。

<p>共済組合の給付と協会けんぽ等^{※1}の給付に差があるもの</p>	<p>一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金 出産費、家族出産費 埋葬料、家族埋葬料 傷病手当金、出産手当金等</p>	<p>手引をご覧の上、派遣先の事務取扱者を経由して事業団に請求してください。</p>
<p>協会けんぽ等^{※1}に給付制度がないもの</p>	<p>休業手当金、育児休業手当金^{※2} 介護休業手当金^{※2} 弔慰金、家族弔慰金 災害見舞金</p>	

※1 「協会けんぽ等」とは、派遣先団体で加入する健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険又は組合管掌健康保険）のことです。

※2 雇用保険法の規定による給付が受けられる場合は、支給されません。

2 福祉事業 - 1

都共済と事業団の取決めによって、事業及び施設をご利用いただけます。

<p>保養施設箱根路開雲 総合保健施設アジュール竹芝 清瀬運動場、夏・冬季委託保健施設 リフレッシュ宿泊施設 都内宿泊施設、委託体育施設 健康相談事業、健康づくり支援事業</p>	<p>手続等は手引をご覧ください。 また、施設のご利用の際は、都派遣職員等の身分を証明するものを提示してください。</p>
<p>人間ドック</p>	<p>手続等は手引をご覧ください。</p>
<p>その他</p>	<p>地方公務員共済組合等相互利用宿泊施設もご利用いただけます。</p>

3 福祉事業 - 2

事業団に請求の手続をすることによって、助成を受けることができます。

<p>特定健康診査・生活習慣病健診・特定保健指導助成 三楽病院保険外診療費助成</p>	<p>手引をご覧の上、派遣先の事務取扱者を経由して事業団に請求してください。</p>
---	--